

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 1月31日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒価値ミニマイザラッチ試験時、当該装置に動作不良が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	平成17年10月下旬、主発電機電圧の記録を失念した際、他のパラメータから推定した値を運転日誌に記載したことがあることが認められたため、対応検討	B	
3	1号機	昭和54年2月～平成10年5月に、定期検査（安全保護系設定値確認検査）において、検査要領書の記載に合わせるよう、計器を不正に校正した状態で受検し、検査終了後に計器を正規に再校正してからプラントを起動していたことが認められたため、対応検討	As	1月31日公表済
4	1号機	昭和54年2月～平成10年5月に、定期検査（安全保護系保護検出器要素性能検査）において、検査要領書の記載に合わせるよう、計器を不正に校正した状態で受検し、検査終了後に計器を正規に再校正してからプラントを起動していたことが認められたため、対応検討	As	1月31日公表済
5	2号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系膨張タンクにおいて、警報用レベルスイッチの動作不良（ドリフト）認められたため、当該警報用レベルスイッチを点検・修理	D	
6	2号機	安全保護系検出器要素性能検査の検査成績書確認時、検査実施責任者に誤記が認められたため、対応検討	D	
7	2号機	自動減圧系用窒素ガス圧力調整弁において、動作不良による窒素ガス供給圧力高警報の発生が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	平成12年9月に実施した、原子炉停止余裕検査（定期検査）において、検査要領書と異なる位置に中性子検出器1本が配置されていることを認知していたにもかかわらず、当該検査要領書の変更手続きを行うことなく、検査を受検したことが認められたため、対応検討	As	1月31日公表済
9	4号機	原子炉建屋1階東壁貫通の消火系配管において、貫通部のシールモルタルの表面に剥離が認められたため、当該部を点検・補修	D	
10	4号機	残留熱除去海水ポンプ（A・C）確認運転時、出口ストレーナ（B）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
11	4号機	残留熱除去海水ポンプ（A・C）出口及びストレーナ出口圧力計において、指示不良（ドリフト）の可能性が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
12	4号機	プロセス計算機のプログラム調査において、ジェットポンプ流量校正係数設定値に検討書記載値との相違が認められたため、対応検討	C	
13	5号機	タービン建屋スイッチギア室局所空調機（B）の点検時、カップリング取付部嵌合値に許容値外れが認められたため、当該カップリングを修理	D	
14	5号機	廃液収集ポンプにおいて、グラウンドパッキン交換遅れによるリーク量増加により、ポンプ堰内への漏えいが認められたため、清掃及び対応検討	C	
15	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（CH6-8E）送風機（A）の点検時、電動機用プリーキーに摩耗が認められたため、当該キーを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（CH6-8E）送風機（B）の点検時、電動機用ブレーキに摩耗が認められたため、当該キーを交換	D	
17	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）差圧検出配管洗浄水弁において、フランジ部よりリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率計の点検時、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該導電率計を修理	D	
19	集中環境施設	シャワードレン収集タンク（B）入口空気作動弁の点検時、フィルタレギュレータのドレンコック開閉用ハンドルにひび割れが認められたため、当該ハンドルを交換	D	
20	集中環境施設	焼却工作建屋1階セラミックフィルタ（B）室非常用出口扉（管理区域境界）において、ロックに故障が認められたため、当該扉を点検・修理	C	
21	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン受タンク液位記録計において、指示不良（乱点）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
22	集中環境施設	昭和59年～平成13年頃に、補助ボイラ定期検査において、検査官への説明に用いた手持ち参考資料を変更していたことが認められたため、対応検討	B	
23	その他	海生物処理設備COD（化学的酸素要求量）分析装置の点検時、反応槽の蓋のノズル部に破損（割れ）が認められたため、当該部を修理	D	
24	その他	平成14年2月頃に、運転員の保安教育報告書の作成に際し、社内の教育管理システムで作成した報告書に記載ミスが多かったことから、担当者が当直長に事情を説明し了解を得た上で、当直長の電子承認を取り消して報告書を訂正した。その後、当該の当直長は訂正内容を確認し、再度電子承認を行った際、承認日を訂正前の報告書を承認した過去の日付にしたことがあることが認められたため、対応検討	B	
25	その他	平成16年7月までの間、運転日誌への発電電力量の記録において、定格電気出力一定運転中、電気出力に僅かな変動があっても、定格値を記入していたことが認められたため、対応検討	B	
26	その他	昭和61年4月頃～平成15年11月末までの間、固体廃棄物管理月報記載の累積放射能量の誤記に気づいたにも関わらず、訂正しないまま報告されていたことが認められたため、対応検討	B	
27	その他	平成16年10月頃、定期検査中の1・2号機における巡視点検時、社内基準で指定されている巡視点検を確実に実施しないまま、チェックシートに「巡視点検完了」と記録していたことが認められたため、対応検討	B	
28	その他	平成17年頃までの間、1～4号機までの廃棄物処理設備運転日誌への各種タンク水位の記録において、「注記」及び「確認時刻」の不正確な記載をしたことが認められたため、対応検討	B	
29	その他	平成19年1月までの間、2～4号機の巡視点検において、ディーゼル発電機潤滑油サンプタンク液位記載に不適切なケースがあったことが認められたため、対応検討	B	
30	その他	平成14年8月以前、所内蓄電池の定例試験において、10箇所程度のパイロットセルの温度測定を実施する必要があるにも関わらず、2～3箇所のみ測定し、他のセルの測定値として記録したことが認められたため、対応検討	B	
31	その他	昭和54年6月～平成14年4月に、1～6号機で実施した非常用炉心冷却系の機能検査（定期検査）のデータに関して、ポンプの吐出・吸込圧力計の指示値を上下させるという不適切な調整行われたことが認められたため、対応検討	A s	1月31日公表済
32	その他	昭和52年10月～平成14年8月に、1～6号機の総合負荷性能検査の測定対象計器や警報装置に関して、前回検査データに合致させる調整等が行われたことが認められたため、対応検討	A s	1月31日公表済
33	その他	平成10年に6号機MGセット建屋、および平成13年に定検機材倉庫に設置されているホイスト・クレーンについて、クレーン等安全規則に定める定期自主検査を実施していないにもかかわらず、実施したように記録を作成したことが認められたため、対応検討	A s	1月31日公表済

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで